

臨時代替自動車補償特約の補償拡大について

一般自動車保険（KAPベース）の約款冊子で規定する臨時代替自動車補償特約について、補償を拡大いたします。

1. 変更の概要

(1) 対人賠償に関する補償について、以下の規定を新設・適用します。

■ 第1条（用語の定義）への規定の追加

し	自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
---	--------	--

■ 第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）への規定の追加

- 当社は、この特約により、普通保険約款第1章賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、臨時代替自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(2) 規定の追加により、補償内容は以下のとおりとなります。

現行（改定前）	改定後
臨時代替自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合、自賠責保険等で支払われたであろう金額に相当する部分の損害に対しては保険金が支払われず、お客さまの自己負担となります。	臨時代替自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合であっても、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額を含めて保険金を支払います。

2. 適用日

本規定の変更は、保険始期日にかかわらず2023年1月1日以降に発生した事故より適用します。

3. 対象となる特約

対象となる特約は下記のとおりです。

特約名
臨時代替自動車補償特約
臨時代替自動車補償特約（成績合算契約用）
リースカーの臨時代替自動車補償特約

4. 補償拡大による保険料の変更

補償拡大による保険料の変更はありません。

※ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

以上